

受検申請者は下記「記入上の注意」を確認し、「個人情報の取り扱いについて」に同意をした上で申請のこと

記入上の注意

- 1 ※印の欄には記入しないこと。又、裏面への記入は必要ありません。
- 2 記入には全てインキを用い、文字は楷書で、数字は算用数字を用いて、丁寧に書くこと。特に氏名は略字や俗字を用いないで、正確に記入すること。
- 3 検定等級の欄には、受検を希望する等級(1級・2級・3級)で該当する等級を○印で囲むこと。
- 4 性別の欄は該当するものを○印で囲むこと。
- 5 最終学歴、職業訓練歴及び職歴の欄には受検資格の基礎となるこれらの経歴を最近のものから順に記入し、書ききれないときは適当な補助紙を付けること。
- 6 職歴の欄の職務内容の項には従事していた作業を具体的に記入すること。
- 7 記入した事項に不正があった時は、合格を取り消すことがあります。
- 8 裏面への記載の必要はありません。

技能士番号※		
合格証書交付番号※		
合格証書再交付※	年月日	
	番号	
	理由	
合格取消※	年月日	
	理由	
備考※		

個人情報の取り扱いについて

- 1 個人情報の管理について
一般社団法人日本ピアノ調律師協会(以下「当協会」という。)は個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止のため、個人情報保護法令及び個人情報ガイドラインに従い、必要かつ適切な安全管理を実施し、取り扱う個人情報の保護に努めます。
- 2 個人情報の利用目的について
当協会はピアノ調律師職種技能検定を実施するに当たって、申請者より収集した個人情報は当該検定試験の目的遂行に必要な範囲内及び協会からの連絡に必要な範囲内で使用します。
- 3 個人情報の第三者への提供について
当協会は以下の場合を除いて、あらかじめ申請者の同意を得ないで第三者に提供することはありません。
 - ・法令に基づき、警察、裁判所等の国や地方の諸機関より個人情報の開示が求められた場合
 - ・検定試験目的遂行のため、当協会が個人情報を適切に管理することを義務付けた業務委託先に作業を委託する場合
 - ・厚生労働大臣宛てに受検者の個人情報及び成績を届け出る場合
- 4 個人情報の開示、訂正、削除について
申請者は、申請書に記載された内容に基づいて、当協会が保有する個人情報について、当協会指定の方法により開示を請求することができます。ただし、以下のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しない場合があります。
 - ・本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利を害するおそれのある場合
 - ・当協会の業務又は検定業務遂行に支障を及ぼすおそれのある場合
 - ・個人情報の保護に関する法律その他の法令に違反することとなる場合
 開示の結果、内容が不適切又は誤りであることが判明した場合、当協会の指定する方法にて訂正又は削除の申請を受理し、訂正処理を行います。